

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条及び第6条その他の定めに基づき、本会の会員の入会、退会及び会員の権利義務に関して必要な事項を定めるものである。

(会員の構成)

第2条 定款第5条に基づき、本会の事業に賛同して入会を認められた個人又は団体（法人）を会員とする。

- 2 団体（法人）として入会する場合は、本会对しその権利を行使し、義務を果たすことができる者1名を代表者と定め、代表理事に届け出るものとする。なお、代表者を変更する場合は、別に定める「届出事項の変更届」を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会申込)

第3条 本会の会員になろうとする者は、定款及び本規則に基づいて、「入会申込書」に必要事項を記入の上、会員2名による「入会推薦書」を添えて、本会の代表理事に提出しなければならない。なお、団体（法人）においては、会社登記簿謄本を添付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款及び本規則の定めるところにより、本会から会員除名処分を受けた者は、再び本会に入会することはできない。

(審査手続)

第4条 本会に提出された「入会申込書」については、本会事業活動の企画・運営に係る執行部会が入会希望者を審査し、申込書の記載内容及び入会推薦書等必要な書類の内容を審査し、定款及び本規則第5条の入会資格基準を満足しているかを審査する。本審査の過程で必要と判断したときは、執行部理事が入会申込者との面談或いは事業所訪問調査を行うこととする。

(入会資格基準)

第5条 前条の入会審査に係る会員の資格基準は、下記のとおりとする。

- (1) 団体（法人）は、企業倫理に関して十分な見識と推進体制を有すること。
- (2) あらゆる法令のほか本会の定款及び諸規定等を遵守し、かつ秩序を乱す等のおそれがないこと。
- (3) 本会の求めるところにより、委員会及び講習会その他の事業活動に委員の派遣等の人的協力ができること。
- (4) 入会申込書の記載事項に、虚偽又は未記入或いは誤記がないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その関係者またはその他の反社会勢力ではないこと。
- (6) 過去に本会から会員除名処分を受けたことがないこと。

(入会承認及び手続)

第6条 本規則第4条及び第5条に基づいて、執行部会の審議を経て、理事会が入会の承認・不承認を議決し、承認されたものを会員とする。入会の承認・不承認の議決結果は、速やかに申込者に通知するものとする。

2 入会を承認した会員に対しては、「入会承認書」「会員証」を交付するものとする。不承認の場合は「入会不承認の通知」を速やかに送る。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、会費規則に基づいて、入会金及び毎年会費を納入しなければならない。

2 本会は、定款及び本規則第12条の定めるところにより会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

- (1) 会員は、法律上の社員として議決権1個を有し、定款第12条に定める総会の議決事項に対し議決権を行使することができる。
- (2) 会員は、本会の定款及び規則等の定めに基づいて、本会の役員を選任に参加でき、また、本会の役員及び委員長その他の委員の選任を受けることができる。なお、団体（法人）の場合、本会が必要と認めた場合は、代表者以外でも、委員長及びその他の委員の選任を受けることができる。
- (3) 会員は、本会の事業活動に参加することができる。

(会員の義務)

第9条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会員は、法令や社会的規範を遵守し、高い倫理観に根差した公正で健全な事業活動を行う。
- (2) 会員は、本会の定款及びその他の規則を遵守し、総会、理事会、部会及び委員会その他の決定に従わなければならない。
- (3) 会員は、定款及びその他の規則等で定められた入会金及び会費並びにその他の費用を負担しなければならない。
- (4) 会員は、本会の部会や委員会活動のほか講習会その他の事業活動に対し、本会から委員や講師の派遣等の人的支援・協力の要請があったときは、これに最大限協力しなければならない。
- (5) 会員は、本会の活動を通じて知り得た情報は、秘密に保持し、これを第三者に漏洩してはならない。また、会の事業活動の成果及び知り得た情報を私的に利用又は流用してはならない。
- (6) 会員は、本規則第12条第2項の規定のとおり、未履行の義務は免れない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。代表理事は、退会届を受理したとき、退会届受理後最初に開催される理事会に報告し、承認を求めるものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、定款第9条の規定に基づき、社員総会において、会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までに通知するとともに、当該総会において弁明する機会を与えることができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、前第10条及び第11条のほか、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失し、退会するものとする。

- (1) 定款第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 本会会員が死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体（法人）が解散したとき

2 前項の規定により会員資格を喪失した会員は、前第1号に該当する滞納した会費の納入並びにその他の未履行の義務は、これを免れることができない。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、執行部会の審議を経て理事会の議決により決定する。

附則

1. 本規則は、令和 2年 1月22日より施行する。